

庁議(政策決定会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 11 月 13 日

案件名	(仮称)相模原市パートナーシップ宣誓制度の導入及び相模原市市営住宅条例の一部改正について										
所管	市民 都市建設	局 区	まちづくり計画	部	人権・男女共同参画 市営住宅	課	担当者		内線		
概要	<p>一方又は双方が性的少数者である2人に、両者が人生のパートナーである旨を宣誓いただき、その事実を市が公的に認める制度として、「(仮称)相模原市パートナーシップ宣誓制度」を新たに導入し、性的少数者の生きづらさを解消する一助とするもの。</p> <p>また、性的少数者の住居に係る配慮のひとつとして、市営住宅条例の一部を改正し、入居者資格にパートナーシップ宣誓制度対象者を含めるもの。</p>										
審議内容(論点)	(仮称)相模原市パートナーシップ宣誓制度の導入について 相模原市市営住宅条例の一部改正について スケジュールについて										
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び 実施計画事業名		22 人権尊重・男女共同参画の推進・人権啓発事業							
審議日	関係課長会議				令和元 年 10 月 17 日	政策調整会議		令和元 年 11 月 11 日			
	局・区政策会議				年 月 日	政策決定会議		令和元 年 11 月 15 日			
日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議案提案時期	令和2年3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供			
	パブリックコメント	あり		時期	令和元年12月～令和2年1月	議会への情報提供	部会	令和元年12月			
	審議会等、協議会等の設置	なし		個人情報の目的外利用等	なし						
検討経過等	関係部局名等		調整項目				調整状況				
	関係部局との調整		経営監理課		受益者負担について		調整済				
			総務法制課		条例・規則の改正について		調整中				
	打合せ・会議の経過										
	月日		会議名等			内容					
	H30.11.2		関係課長打合せ会議			同性パートナーシップ制度の導入について					
	R1.8.28		関係課長打合せ会議			同性パートナーシップ制度の導入について					
R1.9.17		男女共同参画審議会			(仮称)相模原市パートナーシップ宣誓制度について						
R1.9.30		住宅審議会			(仮称)相模原市パートナーシップ宣誓制度導入に伴う入居者資格について						
R1.11.13		人権施策審議会			(仮称)相模原市パートナーシップ宣誓制度について						
備考											
政策調整会議の結果等	原案を 上部庁議へ付議する。 (政策決定会議)										
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議】 自治体間でのパートナーシップ宣誓制度対象者に係る情報の共有はあるのか。 自治体間におけるパートナーシップ宣誓制度対象者に係る情報の共有は想定していない。 パートナーシップ宣誓書受領証の提示により、医療機関や賃貸住宅入居時等における困難が解消されるのか。 法的な拘束力のある制度ではないため、必ずしも困難の解消に繋がるとは言えないが、困難解消の一助となるよう、民間事業者への働きかけも行っていく予定である。</p> <p>【事務事業調整会議】 市民意見募集の結果について、パートナーシップ宣誓制度の導入へ反対する意見が多いように見受けられるが、このことについて、どのように捉えているのか。 性的少数者への理解が進んでいない結果であると捉えており、パートナーシップ宣誓制度導入の必要性が高いと考えている。 市営住宅の承継について、パートナーシップ宣誓制度対象者はどのような運用となる想定なのか。 事実婚の方と同様の運用となる想定である。</p> <p>【政策調整会議】 パートナーシップの趣旨への理解を民間事業者へ広げていく中では、市としても可能な限り市制度を性的少数者に配慮したものへ拡充等していくべきかと思うが、市営住宅の入居者資格以外の制度の拡充はどのように整理しているのか。 他の制度としては、一方のパートナーが死亡した際、遺族となったパートナーやその他親族に見舞金等を贈呈する制度や、市職員の手当や休暇に関する制度などがあるが、贈呈順位や法令との関係など課題があることから、引き続き検討を進めることとしている。 パートナーシップ宣誓制度対象者には、外国籍の方も含まれるのか。 対象者について、国籍での制限は設けていないため、含めることとしている。</p>										

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

同性間等における親密な関係について、婚姻のような形で法的に承認されていない実情が、性的少数者への社会的偏見や差別に繋がっているとともに、病院に入院しているパートナーの面会を「家族ではない」という理由で断られるといった様々な生活上の困難に繋がっている事例もある。

このため、一方又は双方が性的少数者である2人に、両者が人生のパートナーである旨を宣誓いただき、その事実を市が公的に認める制度として「(仮称)相模原市パートナーシップ宣誓制度」を新たに導入し、性的少数者の生きづらさを解消する一助とするもの。

また、性的少数者の住居に係る配慮のひとつとして、市営住宅条例の一部を改正し、入居者資格にパートナーシップ宣誓制度対象者を含めるもの。

(2) 経過

平成30年	9月28日	9月定例会議において陳情採択 『同性パートナーシップの公的承認の導入を求めることについて』
	11月2日	関係課長打合せ会議
令和元年	8月28日	関係課長打合せ会議
	9月9日～	市民意見募集(10月7日まで)
	9月17日	男女共同参画審議会
	11月13日	人権施策審議会

(3) 「(仮称)相模原市パートナーシップ宣誓制度」の骨子(案)

目的:

多様な性自認や性的指向等に関する理解を促進するため、パートナーシップの宣誓について必要な事項を定めることにより、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会を実現することを目的とする。

「パートナーシップ」の定義:

互いを人生のパートナーとして協力し合いながら継続的に日常生活を共にし、又はすることを約した一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する2人の関係をいう。

「パートナーシップの宣誓」の定義:

パートナーシップにある2人の者が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

宣誓者の要件: 次のいずれにも該当するものとする。

民法(明治29年法律第89号)に規定する成年に達していること。

市内に住所を有し、又は本市への転入を予定していること。

配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がないこと又はパートナーシップの宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップがないこと。

パートナーシップの宣誓をしようとする2人の者が、直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。

(4) 事業経費

局枠予算で対応

(5) 市営住宅条例の改正内容(案)

現行 (略)	改正案 (略)
(入居者資格) 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の条件を備える者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。 (略)	(入居者資格) 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の条件を備える者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者及び事実上親族と同様の事情にある者として規則で定めるものを含む。以下同じ。)があること。 (略)

(6) スケジュール

時期	パートナーシップ宣誓制度	市営住宅条例
令和元年10月～11月	・庁議	・庁議
12月		・部会説明 ・パブリックコメント
令和2年1月	・関係団体(病院協会、不動産関係団体等)への説明	
2月		・3月定例会議に上程
3月	・市民周知開始	
4月	・施行	・施行 ・市民周知開始
5月		・5月募集開始

1 (仮称)相模原市パートナーシップ宣誓制度の導入及び相模原市市営住宅条例の一部改正について

(説明者：市民局次長、まちづくり計画部長)

ア 主な意見等

- パートナーシップ宣誓制度の導入に合わせて、市営住宅以外の制度についても性的少数者へ配慮した制度へと変更する必要があるのではないか。
その他制度の変更について引き続き検討とするのであれば、パートナーシップ宣誓制度の導入時期に合わせた変更も含めて、前向きに検討してもらいたい。
- 市職員を対象とした福利厚生制度を見直すなど、庁内から変わっていかねばならないと同時に、それに合わせて関連する他の制度を変更していくことによって、パートナーシップ宣誓制度を実りあるものにできるのではないか。
- 先行してパートナーシップ宣誓制度を導入している自治体では、市職員の結婚・介護休暇について対応している事例があることから、総務局と人事委員会で協議し、来年の施行に間に合うよう対応してまいりたい。また、職員厚生会についても準備を進めてまいりたい。
- 他の自治体においては、パートナーシップ宣誓制度の導入に合わせてどのような取組を行っているのか。
市営住宅や市立病院について、性的少数者に配慮した運用に変更している自治体が多い。また、市職員の結婚休暇制度の対象にパートナーを含めている自治体もあることから、引き続き検討してまいりたい。
- 例えば、本市でパートナーシップの宣誓を行っている方が、他の自治体で別の方とパートナーシップの宣誓をするようなケースはあり得るのか。
大半の自治体が、宣誓の要件として、市内居住要件及び他にパートナーがいないことを定めているため、複数のパートナーシップの宣誓が生じることは想定しにくいと考えている。
- 多様な性自認や性的指向等に関しては広がりつつあるものの、十分に理解されているとは言えないと感じる。悩みを抱えた方の生きづらさがなくなるよう、理解促進に取り組んでももらいたい。
- 宣誓者の要件として、「パートナーシップの宣誓をしようとする2人の者が、直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと」が挙げられているが、確認方法に課題があると感じる。確認方法についてはよく検討してもらいたい。
承知した。
- パートナーシップ宣誓制度によって、幅広く親密な関係を認めていこうという考えの中で、宣誓の要件として、「直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと」を設けている理由について整理が必要である。

宣誓の要件の設定理由について整理をする。

- 他の制度への広がりを見据えるならば、規則ではなく条例が適切と考えるが、なぜ規則制定としたのか。
条例を制定することにより、市民や事業者の責務等を定めることも検討したが、まずはパートナーシップを認める手続きの部分からスタートしたいという考えから、規則制定とした。
- 規則(案)において、市長の努力義務を定めることには違和感がある。
内容について検討させていただきたい。
- 社会を変えていく姿勢を示すという観点では、条例制定の方が良いのではないが。教育現場でも性的指向や性自認に関する悩みを持った児童生徒がおり、世の中の受容性が広がっていかねば解決は難しいと感じている。
しかしながら、人権に関する条例の検討も並行していると承知しているので、その中で教育委員会としても連携を密にさせてもらいたい。
- パートナーシップ宣誓制度の導入に伴うデメリットはあるのか。
特にないと考えている。
- すでにパートナーシップ宣誓制度を導入している他の自治体との連携はあるのか。
福岡市と熊本市が都市間で相互利用を行っている事例があることから、今後検討してまいりたい。

イ 結果

- 原案のとおり承認する

ウ 特記事項

- なし

以 上